

施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）を開設される方へ

R7.5.29

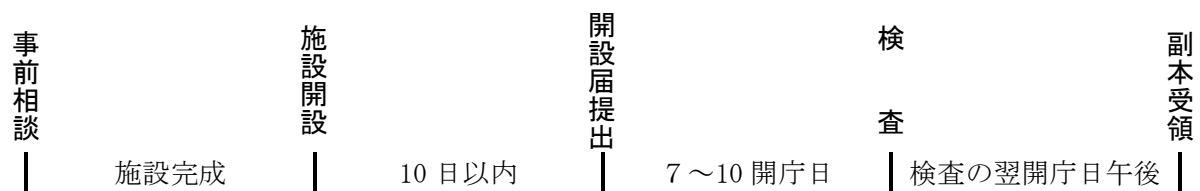
あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう…「あはき」と省略して記載しています。

柔道整復…「柔整」と省略して記載しています。

施術所開設届出前 注意事項

- (1) 施設・看板の仕様変更が可能な時期に、施術所のレイアウトや名称に問題がないか、保健所担当者にご確認ください。
(施術所の平面図を保健所に持参するか、事前相談受付フォーム（※）からお申し込みください。)
- (2) 社会保険指定手続きについて、事前に関東信越厚生局東京事務所（03-6692-5119）にお問い合わせください。（施術所開設届の副本を、関東信越厚生局に提出する時期について確認してください。）
- (3) 施術所開設後 10 日以内に届出書類をそろえて保健所窓口へ提出してください。
- (4) 施術所開設届の副本が必要な場合は、届出書類を**正副2部**、保健所に提出してください。
- (5) 副本は、検査日の翌開庁日午後以降に受領できます。保健所窓口へ受領にお越しください。
- (6) 開設届出した旨の証明書発行には、施術所開設届提出後 30 分程かかります。（1 通 300 円）

手続きの流れ



施術所の構造設備基準（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律施行規則第 25 条、第 26 条）
「**施術所構造設備基準と平面図の書き方（例）**」を参照してください。

- (1) 6.6 m²以上の専用の施術室を有すること。
- (2) 3.3 m²以上の待合室を有すること。
- (3) 施術室は室面積の 1/7 以上に相当する部分を外気に開放できること。ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときにはこの限りでない。
- (4) 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
※はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。ただし、使い捨てのはりを使用する場合にはその限りでない。なお、使用済みのはりの保管及び廃棄は安全な方法で行うこと。
- (5) 常に清潔に保つこと。
- (6) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- (7) 施術所は、住居・店舗等と構造上独立していること（出入口を別に設ける等明確に区画すること）。（指導基準）
- (8) 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られていること。（指導基準）
- (9) ベッドを 2 台以上設置する場合には、各々をカーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。（指導基準）

あはきと柔整を併設する場合

- (1) 双方の施術室は固定壁で区画されたものであること。
- (2) あはきと柔整双方の免許を有する者が、施設においてひとりで施術する場合、施術室は兼ねてよい。ただし、今後施術者が増えることが見込まれる場合は、上記(1)のとおり。
- (3) 待合室は別々に設けることが望ましいが、十分なスペースがあれば共用することはやむをえない。

その他注意事項

- ・施術所内で他の医療類似行為（整体・カイロプラクティック等）を行うことはできません。
- ・施術所の広告とそれ以外の業態の広告を共有することはできませんのでご注意ください。
- ・広告（看板・チラシ等）を作成する際は、「あはき・柔整広告ガイドライン」を守ってください。

届出書類 記載上の注意・・・開設後 10 日以内に保健所窓口に提出してください。

届 出 書 類		記 載 上 の 注 意
施 術 所 開 設 届 第 1 号様式（第 2 条）		☐ 届出書類は、葛飾区公式サイトからダウンロードするか、保健所窓口で入手してください。 ☐ あはき・柔整どちらも行う場合は、それぞれの開設届を提出してください。 ☐ 法人開設の場合、開設者住所・氏名は履歴事項全部証明書と同じ表記にしてください。 ☐ 個人開設の場合、開設者の住所・電話番号・ファクシミリ番号は一般公開されません。 ☐ 「1 名称」が、あはき・柔整広告ガイドラインに抵触していないか確認してください。 ☐ 賃貸物件の場合、「2 開設の場所」の住所と賃貸借契約書の住所が同じか確認してください。 ☐ 「2 開設の場所」の電話番号は公開されます。公開できる番号を記載してください。 ☐ 「2 開設の場所」の住所・電話番号の記載ミスが増えています。再度確認をお願いします。 ☐ 開設者があはき師で、この店舗で業務に従事する場合は、「7 業務に従事する施術者の氏名等」に記載してください。
委 任 状		☐ 開設者以外が届出手続きを行う場合は、委任状（様式自由）と来所者の身分証明書を持参してください。
出張施術業務廃止届		☐ 葛飾区に出張施術業務開始届を届出している場合は提出してください。
添 付 書 類	業務に従事する施術者の免許証及びコピー	業務に従事する施術者のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許証及びコピーを持参してください。 ☐ あはき免許証本証（施術者全員分） ☐ あはき免許証コピー（施術者全員分）
	施 術 所 の 平 面 図	平面図には以下の事項を記載してください。 ☐ 各室の用途（待合室、施術室等） ☐ 各室の寸法(m)及び面積(m ²) ☐ 外気開放面積(m ²)と位置 ☐ 換気装置の位置 ☐ ベッド・機器類の配置 ☐ 消毒設備の位置 ☐ 消火器の位置
	施 術 所 へ の 案 内 図	☐ 最寄駅等から施術所までがわかる地図が必要です。
	ていかん 定 款 の 写 し 及 び 履 歴 事 項 全 部 証 明 書 （法人開設のみ必要）	☐ 履歴事項全部証明書は、発行から 6 か月以内のものがが必要です。 ☐ 法人の目的に「施術所の運営」が含まれているものがが必要です。 ☐ 履歴事項全部証明書の代わりとして受理証明書は使用できません。 ☐ 定款は、写しを提出してください。

▼届出書類ダウンロード



ページ番号：1007550

▼事前相談受付フォーム（※）



ページ番号：1038884

《問い合わせ先》

〒125-0062

葛飾区青戸 4-15-14 (健康プラザかつしか 2 階)

葛飾区保健所 生活衛生課 医薬担当係

電 話：03-3602-1242

F A X：03-3602-1298

Mail：092000@city.katsushika.lg.jp

開庁時間：平日 8:30-17:00